

議案第 1 0 4 号

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市国民健康保険の安定運営を図る上で、石岡市国民健康保険税率を改正するため。

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の7.4」に改める。

第5条中「3万円」を「3万7,000円」に改める。

第6条中「100分の2.9」を「100分の3.5」に改める。

第7条中「1万4,000円」を「1万7,600円」に改める。

第8条中「100分の2.1」を「100分の2.4」に改める。

第9条中「1万3,000円」を「1万6,400円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「2万1,000円」を「2万5,900円」に改め、同号イ中「9,800円」を「1万2,320円」に改め、同号ウ中「9,100円」を「1万1,480円」に改め、同項第2号ア中「1万5,000円」を「1万8,500円」に改め、同号イ中「7,000円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「8,200円」に改め、同項第3号ア中「6,000円」を「7,400円」に改め、同号イ中「2,800円」を「3,520円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「3,280円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,500円」を「5,550円」に改め、同号イ中「7,500円」を「9,250円」に改め、同号ウ中「12,000円」を「14,800円」に改め、同号エ中「15,000円」を「18,500円」に改め、同項第2号ア中「2,100円」を「2,640円」に改め、同号イ中「3,500円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「7,040円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国

民健康保険税については，なお従前の例による。